

福祉医療費助成制度についてのお知らせ

問合先 市民課医療年金グループ ☎ 84-5005

福祉医療費受給資格認定・変更手続きはお済みですか？

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することで、保健の向上と福祉の増進を図る制度です。下表の受給要件を満たす人で受給資格証を所持していない人は、受給資格認定申請手続きを行ってください。現在、受給対象者で、加入している健康保険や振込口座に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行ってください。また、9月1日以降の受給資格は、令和7年中の所得で判定しますので、これまで所得超過などの理由で対象外だった人も、所得や世帯状況の変化により受給できる場合があります。

※手続きに必要な書類は、助成の種類によって異なります。事前に市民課医療年金グループへお問い合わせください。

■ 対象者と助成内容

	医療費助成の種類		
	子ども 医療費助成	心身障害者・65歳以上心身障害者 医療費助成	一人親家庭等 医療費助成
対 象 者	出生～15歳到達年度末(中学生まで)の児童	●身体障害者手帳1級～4級を所持する人(4級は亀山市の独自制度) ●療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)を所持する人、または知能指数が50以下の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人	●出生～18歳到達年度末までの児童を養育している一人親家庭などの父母およびその児童 ●父母のいない出生～18歳到達年度末までの児童
所得制限	なし	あり(所得制限限度額表参照)	あり(所得制限限度額表参照)
要 件	次のすべてに該当する人 ●市内に住所を有する人 ●健康保険に加入している人 ●生活保護を受けていない人		
助成内容	●保険診療の自己負担相当額 ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人は、通院分のみが助成対象		
窓口負担無料化	中学生(15歳年度末)までの医療費は、県内の医療機関で受診した場合、その場で助成が受けられるため、窓口負担が無料になります(現物給付)。		

■ 所得制限限度額表

扶養親族などの数	子ども 医療費助成	医療費助成の種類			
		心身障害者・65歳以上心身障害者 医療費助成		一人親家庭等 医療費助成	
		本人所得額	配偶者・ 扶養義務者等所得額	本人所得額	扶養義務者等 所得額
0人	所得制限 なし	366万1,000円	628万7,000円	272万円	316万円
1人		404万1,000円	653万6,000円	310万円	354万円
2人		442万1,000円	674万9,000円	348万円	392万円
3人以上		1人増えるごとに 38万円を加算した額	1人増えるごとに 21万3,000円を加算した額	1人増えるごとに 38万円を加算した額	
基準	県制度に上乗せ	県制度と同等	県制度と同等	県制度に上乗せ	県制度に上乗せ

※一人親家庭等医療費は、同居する別世帯の家族も所得制限の対象になります。

※特定親族特別控除等があるため、所得額については目安となります。

9月1日から受給資格証が変わります

毎年9月1日は、福祉医療費受給資格の更新日です。

更新審査の結果、引き続き受給資格がある人には、8月下旬に新しい受給資格証(黄色)を送付します。

※令和9年4月に中学校へ入学する「子ども医療費」の対象者には、中学校卒業まで有効な受給資格証(朱色)を送付します。



PMH対応の県内一部医療機関等で、マイナ保険証が受給資格証として利用できます

令和7年9月1日以降、デジタル庁の「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(PMH:Public Medical Hub)」に対応している県内の一部医療機関等で、マイナ保険証による福祉医療費助成の資格確認が可能になりました。PMHについて詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。また、デジタル庁が公表する県内の対応医療機関等は、市ホームページをご覧ください。



デジタル庁
ホームページ



福祉医療費助成
市ホームページ

一人親家庭等医療費受給資格者は、調書の提出が必要です

調書が未提出の場合、受給資格の更新ができません。至急、医療年金グループ(本庁)または地域サービス室(関支所)へ提出してください。

扶養義務者等の変更があった際は、届け出が必要です

心身障害者・65歳以上心身障害者医療費受給資格者で、民法上の扶養義務者(受給者と生計同一者、税法上・健康保険上の扶養者等)に変更があった場合は、医療年金グループ(本庁)へ届け出てください。

ご注意
ください!

日本スポーツ振興センターの給付の対象となる場合は、受診の際、必ず医療機関に申し出てください

保育所や幼稚園、認定こども園、小・中学校などでの管理下での負傷・疾病は、災害共済の給付対象です。この場合、医療費は福祉医療費の助成対象外となり、福祉医療費受給資格証は使用できません。すでに福祉医療費の助成を受けた場合は、返還が必要となるため、受診の時には必ず「保育所や学校などでけがをした」と医療機関等へ申し出てください。

※災害共済の給付対象の医療費は、現物給付対象者でも窓口での支払いが必要です。

適切な受診で、安心の医療へ 上手な医療のかかり方

福祉医療費助成制度は、市民の皆さんや医療機関のご理解とご協力によって支えられています。医療の高度化などにより医療費が増加し、助成額も年々増えている中、制度を安定して維持していくためには、日頃から「上手な医療のかかり方」を心掛けることが大切です。

上手な医療のかかり方

- 体の不調を感じたら早期に受診しましょう
- かかりつけ医を持ちましょう
- 日中の診療時間内に受診しましょう
- ジェネリック医薬品の利用を検討しましょう
- 電話相談を利用しましょう

みえ子ども医療ダイヤル #8000または☎059-232-9955

三重県救急医療情報センター ☎059-229-1199

